

地域再生計画書本体 新旧対照表

旧	新
<p>1. 地域再生計画の名称 (略)</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 (略)</p> <p>3. 地域再生計画の区域 一関市の区域の一部(旧一関市及び旧西磐井郡花泉町)</p> <p>4. 地域の再生計画の目標 一関市のうち旧一関市(以下一関地区とする)と旧西磐井郡花泉町(以下花泉地区とする)は岩手県最南端の西磐井地区に属し、南は宮城県、西は秋田県と接し、首都圏から450kmの距離で、東北地方のほぼ中央、盛岡と仙台の中間地点にある。 栗駒山のすそ野に広がる一関地区は、現在も中世社会の荘園の面影をとどめる骨寺村荘園遺跡など貴重な文化遺産が残っている、人と自然が共生する地域である。花泉地区は金流川の流域に広がる平野部とゆるやかな丘陵地からなり、田園に囲まれた地域である。また西磐井地区は、水稻を中心に野菜、果樹、花き、養蚕、畜産を組み合わせた複合農業経営地帯である。 (略)</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業 (5-1) 全体の概要 広域農道と市道2路線を一体的に整備し、農業用資材の運搬、農畜産物の処理、加工、貯蔵、流通施設を系統的に結ぶことにより、農畜産物の集荷及びこれら施設から市場、消費地への流通の迅速化と生産性の高い地域農業を推進する。また市道3路線を集中的に整備し、一関地区狐禅寺地内にある県立磐井・南光病院への患者の緊急輸送や通院時間の短縮を図り、安全で効率的な輸送体系を実現する。</p>	<p>1. 地域再生計画の名称 (略)</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 (略)</p> <p>3. 地域再生計画の区域 一関市の区域の一部(一関地域及び花泉地域)</p> <p>4. 地域の再生計画の目標 一関市のうち一関地域と花泉地域は岩手県最南端の西磐井地区に属し、南は宮城県、西は秋田県と接し、首都圏から450kmの距離で、東北地方のほぼ中央、盛岡と仙台の中間地点にある。 栗駒山のすそ野に広がる一関地域は、現在も中世社会の荘園の面影をとどめる骨寺村荘園遺跡など貴重な文化遺産が残っている、人と自然が共生する地域である。花泉地域は金流川の流域に広がる平野部とゆるやかな丘陵地からなり、田園に囲まれた地域である。また西磐井地区は、水稻を中心に野菜、果樹、花き、養蚕、畜産を組み合わせた複合農業経営地帯である。 (略)</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業 (5-1) 全体の概要 広域農道と市道2路線を一体的に整備し、農業用資材の運搬、農畜産物の処理、加工、貯蔵、流通施設を系統的に結ぶことにより、農畜産物の集荷及びこれら施設から市場、消費地への流通の迅速化と生産性の高い地域農業を推進する。また市道6路線を集中的に整備し、一関地区狐禅寺地内にある県立磐井・南光病院への患者の緊急輸送や通院時間の短縮を図り、安全で効率的な輸送体系を実現する。</p>

(5 - 2) 法第 4 章の特別の措置を適用して行う
事業

道整備交付金を活用する事業

[支援措置の対象となる施設]

広域農道土地改良法

施行申請 平成 6 年 11 月 1 日
計画確定 平成 7 年 4 月 13 日
計画変更確定 平成 14 年 5 月 27 日

(第 2 回計画変更手続き中)

一関市道

沖線 道路法第 8 条 第 1 項
昭和 61 年 12 月 23 日
真滝中央線 道路法第 8 条 第 1 項
昭和 61 年 12 月 23 日
平場結渡線 道路法第 8 条 第 1 項
昭和 61 年 12 月 23 日
赤荻黒沢線 道路法第 8 条 第 1 項
昭和 61 年 12 月 23 日
蛭沢線 道路法第 8 条 第 1 項
昭和 62 年 3 月 20 日

[施設の種類の (事業区域) 実施主体]

- ・ 広域農道 (一関地区) 岩手県
- ・ 市道 (一関地区・花泉地区) 一関市

[事業期間]

(略)

(5 - 2) 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

[支援措置の対象となる施設]

広域農道土地改良法

施行申請 平成 6 年 11 月 1 日
計画確定 平成 7 年 4 月 13 日
計画変更確定 平成 14 年 5 月 27 日

第 2 回計画変更確定 平成 17 年 10 月 6 日

一関市道

沖線 道路法第 8 条 第 1 項
昭和 61 年 12 月 23 日
真滝中央線 道路法第 8 条 第 1 項
昭和 61 年 12 月 23 日
平場結渡線 道路法第 8 条 第 1 項
昭和 61 年 12 月 23 日
赤荻黒沢線 道路法第 8 条 第 1 項
昭和 61 年 12 月 23 日
金沢線 道路法第 8 条 第 1 項
昭和 61 年 12 月 23 日
宿外山線 道路法第 8 条 第 1 項
昭和 61 年 12 月 23 日
蛭沢線 道路法第 8 条 第 1 項
昭和 62 年 3 月 20 日
清水原一関線 道路法第 8 条 第 1 項
昭和 62 年 3 月 20 日

[施設の種類の (事業区域) 実施主体]

- ・ 広域農道 (一関地域) 岩手県
- ・ 市道 (一関地域・花泉地域) 一関市

[事業期間]

(略)

[整備量及び事業費]

- ・整備量 広域農道 2.3 k m
市道 5.5 k m
- ・総事業費 3,408,300 千円
(うち、国費 1,704,150 千円)
(内訳) 広域農道 1,098,300 千円
(うち、国費 549,150 千円)
市道 2,310,000 千円
(うち、国費 1,155,000 千円)

(5 - 3) その他の事業

(略)

6 . 計画期間

(略)

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(略)

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

(略)

[整備量及び事業費]

- ・整備量 広域農道 6.19 k m
市道 11.49 k m
- ・総事業費 6,248,300 千円
(うち、交付金 3,124,150 千円)
(内訳) 広域農道 2,358,300 千円
(うち、交付金 1,179,150 千円)
市道 3,890,000 千円
(うち、交付金 1,945,000 千円)

(5 - 3) その他の事業

(略)

6 . 計画期間

(略)

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(略)

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

(略)